

問 1

CFP[®]認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（以下「協会」という）は、「CFP[®]認定基準規程」において「CFP[®]認定者の初期認定要件」、いわゆる「4つのE」を定めている。以下の「CFP[®]認定基準規程」に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

【CFP[®]認定者の初期認定要件】

第2条 CFP[®]認定者は、ファイナンシャル・プランナーとして高度な専門的知識と経験に裏付けされた技能、さらに高い職業倫理を備える必要があり、初めてCFP[®]認定を受けようとする者は、次の各号のすべての要件を満たしていることを要する。

- (1) 第3条に定める「(ア)」を満たしていること
- (2) 第4条に定める「試験要件」を満たしていること
- (3) 第5条に定める「経験要件」を満たしていること
- (4) 第6条に定める「倫理要件」を満たしていること

【(ア)】

第3条 協会が実施するCFP[®]資格審査試験（以下、CFP[®]試験）を受験しようとする者は、次の各号のいずれかの方法により、協会が定める学習内容を履修していることを要する。

- (1) 協会の認定するAFP認定者にあつては、自己の学習による。
- (2) 前号以外の者にあつては、協会が指定した大学院等での所定の課程を修了することによる。

- 2 CFP[®]認定を受けようとする者は、第4条に定める試験要件を満たした後に、協会が実施するFP実務に係る所定の研修を修了しなければならない。

【試験要件】

第4条 CFP[®]認定を受けようとする者は、別に定める規程に基づいて協会が実施するCFP[®]試験に合格しなければならない。

- 2 前項の「CFP[®]試験に合格」とは、CFP[®]試験が課目別試験等の複数試験で構成される場合には、そのすべての試験に合格することをいう。

【経験要件】

第5条 CFP[®]認定を受けようとする者は、ファイナンシャル・プランニングに係る実務経験を(イ)以上有していることを要する。実務経験の定義等は、別に定める。

【倫理要件】

第6条 CFP[®]認定を受けようとする者は、CFP[®]認定者に係る諸規程並びに協会の定める倫理規程等のすべてを了解し、順守する旨の誓約を（ウ）行なうことを要する。

1. (ア) 教育要件 (イ) 5年 (ウ) 口頭で
2. (ア) 教育要件 (イ) 3年 (ウ) 所定の書面等にて
3. (ア) 知識要件 (イ) 5年 (ウ) 所定の書面等にて
4. (ア) 知識要件 (イ) 3年 (ウ) 口頭で

(問題2)

(設問B) 金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品販売業者が重要事項の説明を行わず、これによって顧客に損害が生じ顧客が損害賠償を請求する場合、元本欠損額は顧客に生じた損害の額と推定する。
2. デリバティブ取引や外国為替証拠金取引（FX）は、金融商品販売法の対象にならない。
3. 金融商品販売業者が行う重要事項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況およびその金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、その顧客に理解されるために必要な方法および程度によるものでなければならない。
4. 金融商品販売業者が業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ勧誘方針を定め、所定の方法により公表しなければならない。

問2

CFP[®]認定者にとって、ライフプランニングに関する最近の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題3)

(設問A) 平成29年1月1日に施行された育児・介護休業法の改正に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 育児休業や介護休業を理由とする、上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するために必要な措置を講ずることが、事業主に義務付けられた。
2. 介護休業は要介護状態にある対象家族の介護のために、対象家族1人につき、通算して93日まで、5回を上限として分割取得することが可能になった。
3. 子の看護休暇は、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者を除き、半日（1日の所定労働時間の2分の1）単位で取得することが可能になった。
4. 介護休業とは別に、要介護状態にある対象家族の介護のために、1回の請求につき1年以上1年以内の期間で所定外労働の免除を請求することが可能になった。

(問題4)

(設問B) 育児・介護休業法に基づく介護休暇に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 介護休暇における要介護状態にある対象家族の要介護状態とは、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、3週間以上の期間にわたって常時介護を必要とする状態をいう。
2. 介護休暇は、要介護状態にある対象家族の通院の付添いを行う場合や介護サービスの提供を受けるために必要な手続きを代行する場合は取得できる。
3. 介護休暇の事業主に対する申出は、電話等の口頭によることも認められている。
4. 介護休暇は、要介護状態にある対象家族の介護のために、対象家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日まで取得することができる。

(問題5)

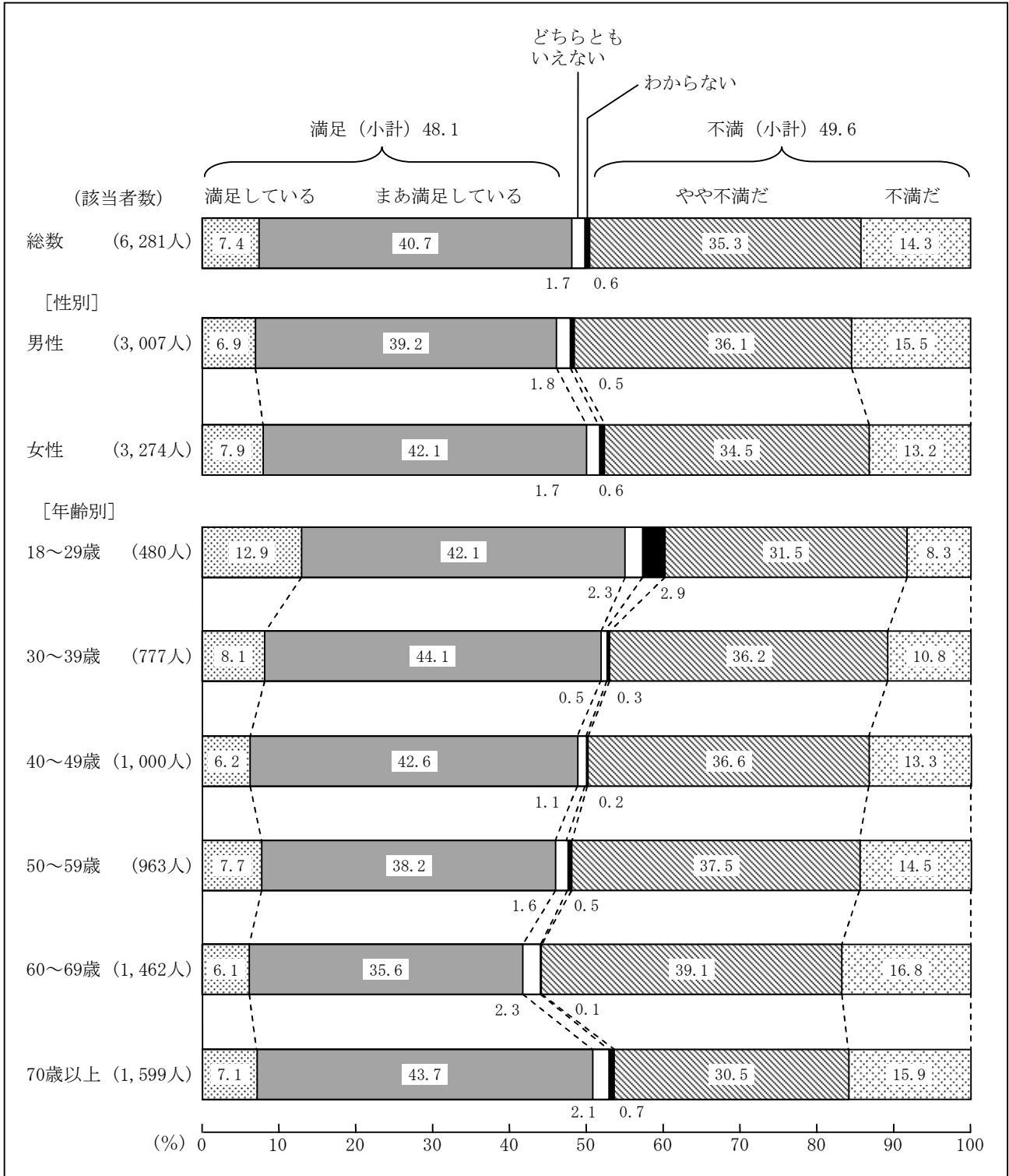
(設問C) 近年、相続等により発生した空き家が防災、衛生、景観の面で地域住民の生活環境に悪影響を与えることが問題となっている。これらの空き家問題を解決し、空き家の発生を抑制するための措置として、平成28年度の税制改正で所得税における「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の3,000万円の特別控除の特例（以下「本特例」という）」が創設された。本特例に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 本特例の対象となる家屋は、相続開始の直前において被相続人のみが居住していた家屋である。
2. 本特例の適用を受けることができる家屋や敷地等の譲渡は、相続の開始があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までのものである。
3. 譲渡対価の額が1億円を超える場合には、本特例の適用を受けることができない。
4. 被相続人居住用家屋をすべて取り壊して更地にした土地を譲渡した場合は、本特例の適用対象にならない。

(問題6)

(設問D) 以下の<資料>は、「平成28年度国民生活に関する世論調査」において公表された「所得・収入に対する満足度」のグラフである。この<資料>に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>



(出所) 内閣府「平成28年度国民生活に関する世論調査」を基に作成

1. 所得・収入に対する満足度を総数で見ると、「満足（小計）」とする者の割合より「不満（小計）」とする者の割合の方が高い。
2. 所得・収入に対する満足度を性別で見ると、「不満（小計）」とする男性の割合は、「不満（小計）」とする女性の割合より高い。
3. 所得・収入に対する満足度を年齢別に見ると、「不満（小計）」とする者の割合は、「18～29歳」から「60～69歳」まで年齢が高くなるにつれて増加している。
4. 所得・収入に対する満足度を年齢別に見ると、「満足（小計）」とする者の割合は、「70歳以上」が最も高い。

問3

会社員の北村和幸さん（37歳）は、今後の資金計画や住宅ローンの返済などについて、CFP[®]認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにしました。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<資料>

【収入に関する事項】

○給与収入（年間）

- ・ 和幸さん（本人・会社員）：現在460万円
- ・ 圭子さん（妻・パート）：現在60万円

【支出に関する事項】

○基本生活費 年間216万円（現在価値）

○住宅関連費 持ち家（マンション）

- ・ 住宅ローン：金利年2.3%（全期間固定）
元利均等返済（ボーナス返済なし）
債務者は和幸さんで69歳完済予定
年間返済額は104万円

- ・ 固定資産税等：年間10万円
- ・ 管理費および修繕積立金：年間16万円

○教育費

- ・ 長女は、小学校、中学校、高校は公立、大学（四年制）は私立理系への進学を予定している。
- ・ 二女は、小学校、中学校は公立、高校は私立、大学（四年制）は私立文系への進学を予定している。

[教育費の現在価値]

	小学校	中学校		高校		大学	
	公立	公立	私立	公立	私立	私立文系	私立理系
年間教育費	30万円	50万円	120万円	40万円	90万円	90万円	120万円
入学一時金	—	10万円	40万円	10万円	30万円	30万円	30万円

※キャッシュフロー表の「教育費」について、小学校に入学する年の前年までに記載されている金額は、保育料である。

○生命保険料 年間22万円

○その他支出

- ・ レジャー、帰省等：毎年30万円（現在価値）

○一時的支出

- ・ 旅行：2020年、2026年にそれぞれ20万円、2036年に50万円（すべて現在価値）

【留意事項】

- ・ キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。

<現状のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数		現在	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
西暦(年)		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
平成(年)		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
家族・年齢	北村 和幸 本人	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	
	圭子 妻	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	
	美咲 長女	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
	成美 二女	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
ライフイベント			長女 小学校 入学		二女 小学校 入学	旅行			長女 中学校 入学		二女 中学校 入学	長女 高校入学 旅行	
変動率													
収入	給与収入(本人)	1.0%	460	465	469	474	479	483	488	493	498	503	508
	給与収入(妻)	1.0%	60	61	61	62	62	63	64	64	65	66	66
	収入合計	-	520	526	530	536	541	546	552	557	563	569	574
支出	基本生活費	1.0%	216	218	220	223							239
	住宅関連費	0.0%	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130
	教育費(長女)	1.0%	20	30	31	31							55
	教育費(二女)	1.0%	10	20	20	31							55
	保険料	0.0%	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
	その他支出	1.0%	30	30	31	31	31	32	32	32			
	一時的支出	1.0%					21						
支出合計	-	428	450	454	468	491	475	477		504	542		
年間収支	-	92	76	76	68	50	71	75	(ア)	59	27		
預貯金等残高	1.0%	500	581	663	738	795	874	958			1,120	(イ)	

経過年数		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
西暦(年)		2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
平成(年)		39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	
家族・年齢	北村 和幸 本人	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
	圭子 妻	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	
	美咲 長女	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
	成美 二女	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
ライフイベント			二女 高校入学	長女 大学入学		二女 大学入学		長女就職		二女就職	旅行	
変動率												
収入	給与収入(本人)	1.0%	513	518	524	529	534	539	545	550	556	561
	給与収入(妻)	1.0%	67	68	68	69	70	70	71	72	72	73
	収入合計	-	580	586	592	598	604	609	616	622	628	634
支出	基本生活費	1.0%	241	243	246	248	251	253	256	258	261	264
	住宅関連費	0.0%	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130
	教育費(長女)	1.0%	45	45	171	138	139	141				
	教育費(二女)	1.0%	56	135	102	103	139	106	107	108		
	保険料	0.0%	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
	その他支出	1.0%	33	34	34	34	35	35	36	36	36	37
	一時的支出	1.0%										61
支出合計	-	527	609	705	675	716	687	551	554	449	514	
年間収支	-	53	▲23	▲113	▲77	▲112	▲78	65	68	179	120	
預貯金等残高	1.0%	1,213	1,202	1,101	1,035	933	864	938	1,015	1,204	1,336	

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題7)

(設問A) 現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. (ア) 77 (イ) 1,149
2. (ア) 45 (イ) 1,171
3. (ア) 77 (イ) 1,171
4. (ア) 45 (イ) 1,149

(問題8)

(設問B) 圭子さんは、勤務先からの要望もあり勤務時間を増やそうと考えている。CFP[®]認定者は、以下の〈見直しの内容〉を提案し、それに基づくキャッシュフロー表を作成した。見直し後のキャッシュフロー表中の空欄(ウ)、(エ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

〈見直しの内容〉

【収入に関する事項】

○給与収入(年間)

- ・ 圭子さん：勤務時間を増やし、2017年から100万円(現在価値)になる。

【支出に関する事項】

○住宅関連費

- ・ 住宅ローンの借換えにより、2017年以降、毎年の住宅ローン返済額は86万円に減る。なお、2017年は住宅ローン返済額86万円のほか、借換の諸費用として65万円を支出している。
- ・ 2021年末に300万円の繰上げ返済(期間短縮型)を行う。

○保険料：生命保険の保障の見直しにより、2017年以降、毎年の保険料を7万円減らす。

1. (ウ) 112 (エ) 15
2. (ウ) 112 (エ) 22
3. (ウ) 86 (エ) 22
4. (ウ) 86 (エ) 15

<見直し後のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数		現在	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
西暦(年)		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
平成(年)		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
家族・年齢	北村 和幸 本人	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	
	圭子 妻	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	
	美咲 長女	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
	成美 二女	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
ライフイベント			長女 小学校 入学		二女 小学校 入学	旅行	繰上げ 返済		長女 中学校 入学		二女 中学校 入学	長女 高校入学 旅行	
変動率													
収入	給与収入(本人)	1.0%	460	465	469	474	479	483	488	493	498	503	508
	給与収入(妻)	1.0%	60	101	102	103							
	収入合計	-	520	566	571	577	583	588	594	600	606	612	618
支出	基本生活費	1.0%	216	218	220	223							
	住宅関連費	0.0%	130	177	112	112	112	412			(ウ)		
	教育費(長女)	1.0%	20	30	31	31							
	教育費(二女)	1.0%	10	20	20	31							
	保険料	0.0%	22								(エ)		
	その他支出	1.0%	30	30	31	31	31	32	32	32			
	一時的支出	1.0%					21						
支出合計	-	428	490	429	443	466	750	452					
年間収支	-	92	76	142	134	117	▲162	142	113	127	95	87	
預貯金等残高	1.0%	500	581	729	870	996	844	994					

経過年数		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
西暦(年)		2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
平成(年)		39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	
家族・年齢	北村 和幸 本人	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
	圭子 妻	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	
	美咲 長女	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
	成美 二女	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
ライフイベント			二女 高校入学	長女 大学入学		二女 大学入学		長女就職		二女就職	旅行	
変動率												
収入	給与収入(本人)	1.0%	513	518	524	529	534	539	545	550	556	561
	給与収入(妻)	1.0%	112	113	114	115	116	117	118	120	121	122
	収入合計	-	625	631	638	644	650	656	663	670	677	683
支出	基本生活費	1.0%	241	243	246	248	251	253	256	258	261	264
	住宅関連費	0.0%										
	教育費(長女)	1.0%	45	45	171	138	139	141				
	教育費(二女)	1.0%	56	135	102	103	139	106	107	108		
	保険料	0.0%										
	その他支出	1.0%				34	35	35	36	36	36	37
	一時的支出	1.0%										61
支出合計	-											
年間収支	-											
預貯金等残高	1.0%									2,220	2,436	

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものをを使用すること。
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

問4

教育や住宅取得等に係る資金設計に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題9)

(設問A) 会社員の別所陽太郎さんは、長女の大学進学の際の費用の一部として日本政策金融公庫の「教育一般貸付」を利用する予定である。別所さんが以下の<条件>に基づいて教育一般貸付を利用した場合に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、別所さんは、妻と長女の3人家族でW市に居住している。また、計算に当たっては、下記の<返済の目安>および<公益財団法人教育資金融資保証基金(以下「保証基金」という)による保証料の目安>を乗算で使用するものとし、空欄(ウ)の計算に当たっては、円未満の端数を切り捨てること。

<条件>

- ・ 借入額は350万円とする。
- ・ 別所さんの年収は650万円で、妻は無収入(専業主婦)である。
- ・ 在学中の「利息のみの返済(元金据置)」および「ボーナス月増額返済」は利用しない。
- ・ 基準金利は年1.81%(固定金利)とする。
- ・ 保証基金による保証を利用する。
- ・ 保証料は、借入額、返済期間に応じた金額が、融資金から一括して差し引かれる。

<返済の目安> (借入額100万円当たりの額)

返済期間	毎月の返済額(金利:年1.81%)
5年	17,800円
10年	9,200円
15年	6,400円
18年	5,500円

<保証基金による保証料の目安> (借入額100万円当たりの額)

返済期間	保証料
5年	23,413円
10年	46,413円
15年	69,751円
18年	83,915円

別所さんが本設問の<条件>に基づき教育資金一般貸付を利用する場合、借入金の返済期間は最長で（ア）となり、毎月返済額は（イ）、保証料総額は（ウ）となる。

1. (ア) 15年 (イ) 22,400円 (ウ) 244,128円
2. (ア) 18年 (イ) 22,400円 (ウ) 293,702円
3. (ア) 15年 (イ) 19,250円 (ウ) 293,702円
4. (ア) 18年 (イ) 19,250円 (ウ) 244,128円

(問題10)

(設問B) 贈与税の特例に関する次の記述の適不適の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- (ア) 「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」において、受贈者が50歳に達したときに非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額がある場合、その残額はその年の受贈者の贈与税の課税対象となる。
- (イ) 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」における贈与者である父母には、受贈者の養父母も含まれる。
- (ウ) 住宅取得資金の贈与について相続時精算課税制度の適用を受けるためには、贈与者が贈与をした年の12月31日において60歳以上でなければならない。

1. (ア)、(イ)、(ウ) すべて適切。
2. (ア) および (イ) は適切であるが、(ウ) は不適切。
3. (イ) および (ウ) は適切であるが、(ア) は不適切。
4. (ア) および (ウ) は適切であるが、(イ) は不適切。

(問題 1 1)

(設問C) 三上雄太郎さん(会社員・年収720万円)は、住宅購入を計画しており、CFP[®]認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。

<条件>

- ・ 用意した住宅購入用資金600万円と母から贈与される100万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンの借入額については、住宅ローンの年間元利合計返済額が現在の年収の20%となるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、金利年1.50%(全期間固定金利)、返済期間30年(返済回数360回)、元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)とする。
- ・ 借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額は3,451円とする。
- ・ 住宅購入のための諸費用は物件価格の9%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

1. 3,730万円
2. 3,760万円
3. 3,820万円
4. 4,070万円

(問題12)

(設問D) 橋口康太さんは、以下の<住宅ローン>の借入れを検討中である。借入れから10年間が経過した時点(返済回数120回終了後)で、残存期間に適用される金利が年4.00%となったとした場合に、返済額軽減型の繰上げ返済を行い、毎月の返済額(元利合計)が当初の10年間と変わらないようにしたいと考えている。その場合必要な繰上げ返済額として、正しいものはどれか。なお、繰上げ返済のための手数料等については考慮しないこと。また、計算に当たっては、下記の各係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げること。

<住宅ローン>

- ・ 借入金利：年0.70% (当初10年間固定金利)
- ・ 返済方法：元利均等返済、毎月返済のみ (ボーナス返済なし)
- ・ 返済期間：25年 (返済回数300回)
- ・ 借入額：2,500万円
- ・ 10年間経過時点(返済回数120回終了後)の借入残高：15,521,468円

※当初の一定期間に適用される金利のみが決まっている元利均等返済の住宅ローンの当初の一定期間の返済額(元利合計)は、当初の一定期間に適用される金利が完済まで適用されるものとして計算される。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数(1ヵ月用)]

期間	年0.70%	年4.00%
10年	1.07249	1.49083
15年	1.11068	1.82030
25年	1.19119	2.71377

[減債基金係数(1ヵ月用)]

期間	年0.70%	年4.00%
10年	0.00805	0.00679
15年	0.00527	0.00406
25年	0.00305	0.00195

[現価係数(1ヵ月用)]

期間	年0.70%	年4.00%
10年	0.93241	0.67077
15年	0.90035	0.54936
25年	0.83950	0.36849

[年金現価係数(1ヵ月用)]

期間	年0.70%	年4.00%
10年	115.86369	98.77017
15年	170.82500	135.19215
25年	275.14311	189.45248

[年金終価係数(1ヵ月用)]

期間	年0.70%	年4.00%
10年	124.26222	147.24980
15年	189.73133	246.09049
25年	327.74647	514.12955

[資本回収係数(1ヵ月用)]

期間	年0.70%	年4.00%
10年	0.00863	0.01012
15年	0.00585	0.00740
25年	0.00363	0.00528

1. 250万円
2. 326万円
3. 522万円
4. 656万円

問5

現役世代の資産形成に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題13)

(設問A) 会社員の西岡春夫さんは、平成40年3月末に定年退職をする予定である。退職後は、蓄えた資金を複利運用しながら、20年間にわたり毎年3月末に一定金額を取り崩して受け取るほか、自宅のリフォーム資金に充てたいと考えている。以下の<条件>に基づく場合、当初4年間経過後の6年間にわたり毎年3月末に積み立てるべき一定金額(最少額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、下記の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げること。

<条件>

- ・平成30年4月1日から定年退職までの10年間は、用意した貯蓄880万円(平成30年3月末時点)を、当初4年間は年利1.0%、その後の6年間は年利2.0%で複利運用する。
- ・当初4年間は毎年3月末に60万円を積み立てながら、年利1.0%で複利運用する。
- ・当初4年間経過後の6年間は毎年3月末に一定金額を積み立てながら(それまでの積立金とともに)、年利2.0%で複利運用する。
- ・平成40年3月末の定年退職後は、蓄えた資金を年利1.5%で複利運用しながら、20年間にわたり毎年3月末に70万円ずつ取り崩す。
- ・自宅のリフォーム資金として、平成44年3月末(退職から4年後)に400万円、平成46年3月末(退職から6年後)に250万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	1.041	1.061	1.082
6年	1.062	1.093	1.126
20年	1.220	1.347	1.486

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.246	0.244	0.243
6年	0.163	0.161	0.159
20年	0.045	0.043	0.041

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.961	0.942	0.924
6年	0.942	0.915	0.888
20年	0.820	0.742	0.673

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	3.902	3.854	3.808
6年	5.795	5.697	5.601
20年	18.046	17.169	16.351

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	4.060	4.091	4.122
6年	6.152	6.230	6.308
20年	22.019	23.124	24.297

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.256	0.259	0.263
6年	0.173	0.176	0.179
20年	0.055	0.058	0.061

1. 80万円
2. 85万円
3. 87万円
4. 90万円

(問題14)

(設問B) 個人の資産形成の手段として注目されている個人型確定拠出年金（以下「iDeCo」という）と少額投資非課税制度（以下「NISA」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、拠出および投資については、平成29年におけるものとする。また、ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）は考慮しないものとする。

1. 国民年金の第3号被保険者がiDeCoに拠出できる掛金の限度額は、月額6.8万円である。
2. NISAにおける年間投資限度額は120万円である。
3. iDeCoの老齢給付金を一時金で受け取る場合は、退職所得として所得税の課税対象となる。
4. NISA口座で保有する上場株式の配当金を非課税にするためには、配当金の受取方法について株式数比例配分方式を選択しなければならない。

問6

最近の働き方とその関連法令に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題15)

(設問A) Y A株式会社に勤務する山川さんと田代さんの時間外労働に係る賃金に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては以下の<資料>に基づくこととし、Y A社は<資料>中の中小企業に該当するものとする。

<資料>

[Y A社の就業規則における労働時間等に係る規定]

- ・ 所定労働時間：1日8時間
- ・ 所定労働日における始業時刻：9時
- ・ 所定労働日における終業時刻：18時
- ・ 休憩時間：12時～13時
- ・ 法定休日：日曜日
- ・ 時間外労働および休日労働に係る賃金の割増率：労働基準法に定める最低基準と同率

[労働基準法に定める時間外労働および休日労働に係る賃金の割増率]

	割増率(最低基準)
時間外労働(月60時間以内の分)	2割5分
時間外労働(月60時間を超える分)	5割(大企業)
	2割5分(中小企業)
休日労働	3割5分

- ・ 時間当たり賃金が1,000円である山川さんの平成29年7月における1ヵ月間の法定時間外労働の合計が65時間であった場合、山川さんが受け取るその1ヵ月間の時間外労働に係る賃金の額は(ア)である。

※山川さんの平成29年7月の時間外労働に休日労働や深夜労働は含まれていない。

- ・ 時間当たり賃金が2,000円である田代さんが日曜日に出勤し、9時から19時までの10時間のうち9時間働き、1時間休憩をとった場合、田代さんが受け取るその休日出勤に係る賃金の額は(イ)である。

1. (ア) 81,250円 (イ) 27,000円
2. (ア) 97,500円 (イ) 24,300円
3. (ア) 97,500円 (イ) 27,000円
4. (ア) 81,250円 (イ) 24,300円

(問題 16)

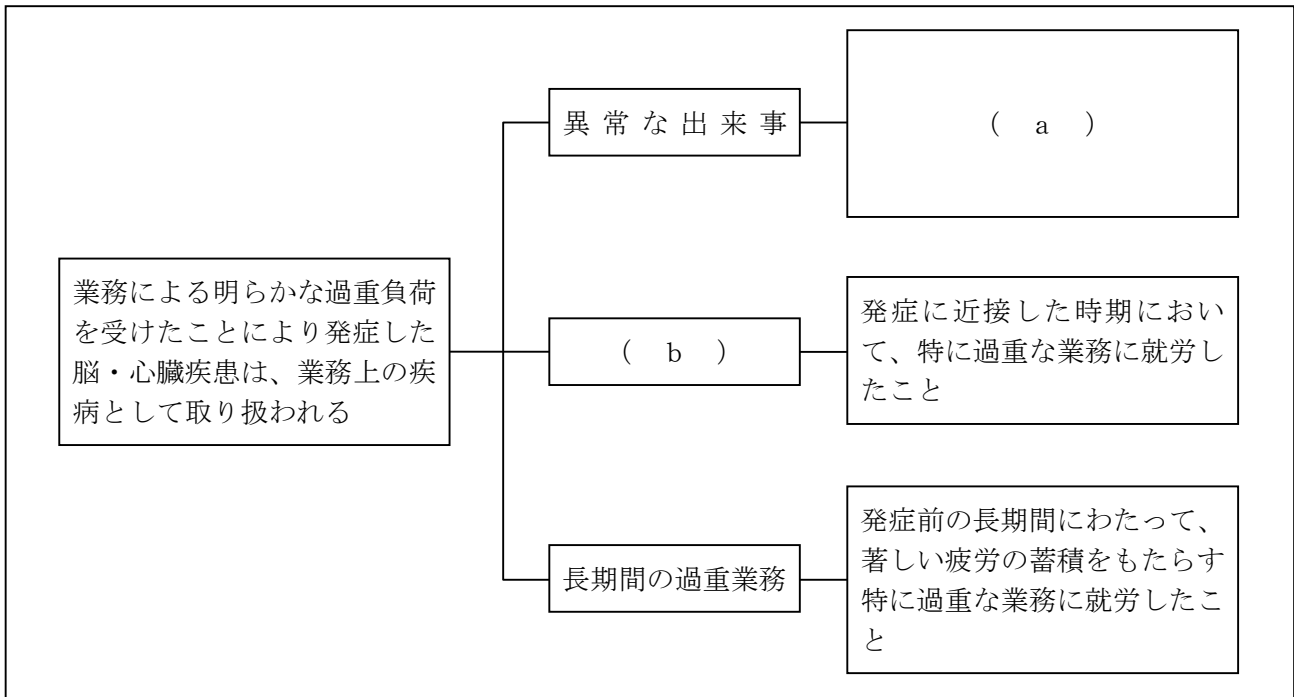
(設問B) 労働基準法において、使用者は雇入れの日から起算して6ヵ月間継続勤務し、出勤率（全労働日に対する出勤した日の割合）が8割以上ある労働者に対して年次有給休暇を与えなければならないとされている。労働基準法上、年次有給休暇の付与に係る出勤率の算定において、出勤したものとみなされる日に該当しないものはどれか。

1. 通勤途上負傷し、その療養のため休業した日
2. 業務上負傷し、その療養のため休業した日
3. 労働基準法の規定に基づく産前産後休業を取得した日
4. 育児・介護休業法の規定に基づく育児休業または介護休業を取得した日

(問題17)

(設問C) 厚生労働省が定めた、労働者に発症した脳・心臓疾患を労働災害(以下「労災」という)として認定する際の基準である「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準」による認定要件(下記<資料>)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料: 脳・心臓疾患を労災認定するための認定要件>



1. 「業務による明らかな過重負荷」とは、脳・心臓疾患の発症の有力な原因が仕事によるものであることが明らかで、医学経験則に照らして脳・心臓疾患の発症の基礎となる血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させ得ることが客観的に認められる負荷をいう。
2. <資料>の空欄(a)には「発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと」があてはまる。
3. <資料>の空欄(b)には「短期間の過重業務」があてはまる。
4. 業務の過重性の具体的な評価に当たり、労働時間や不規則な勤務は負荷要因とされるが、職場の温度や騒音などの作業環境は負荷要因とされない。

(問題18)

(設問D) 中井邦彦さん(44歳)は、平成29年5月末日に11年間継続勤務したTA株式会社を自己都合により退職した。以下の<資料>に基づいて計算した中井さんの雇用保険の基本手当の日額として、正しいものはどれか。なお、中井さんはこれまで基本手当の給付を受けたことはない。

<資料>

[中井さんの平成28年11月から平成29年5月までの給与等の状況]

(単位:円)

月別実出勤日数	基本給に係る支給額	時間外手当	通勤手当	賞与
11月分 19日	310,000	—	—	—
12月分 20日	310,000	15,000	60,000	360,000
1月分 19日	310,000	10,000	—	—
2月分 10日	130,000	—	—	—
3月分 22日	310,000	15,000	—	—
4月分 21日	310,000	15,000	—	—
5月分 19日	310,000	5,000	—	—
合計 130日	1,990,000	60,000	60,000	360,000

※平成29年2月の基本給に係る支給額については、雪害復旧の手伝いで帰郷しなければならず、会社に了解を得て休んだため、社内規定により基本給に係る支給額を実出勤日数で日割り計算した額となっている。

※その他の支給:退職金(5月末日)800,000円

※通勤手当は6ヵ月分(平成28年12月分から平成29年5月分まで)がまとめて支払われている。

[基本手当の日額の早見表(離職日において30歳以上45歳未満の者)]

賃金日額	基本手当の日額
10,000円	5,687円
11,000円	5,786円
12,000円	6,000円
13,000円	6,500円
14,000円	7,000円

[賃金日額の上限・基本手当の日額の上限(離職日において30歳以上45歳未満の者)]

賃金日額の上限	14,150円
基本手当の日額の上限	7,075円

1. 5,687円
2. 5,786円
3. 6,500円
4. 7,075円

問7

社会保険の適用や給付などに関する以下の設問A～Gについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。以下、全国健康保険協会管掌健康保険を「協会けんぽ」とします。

(問題19)

(設問A) 社会保険の保険料に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 労働保険の一般保険料額のうち雇用保険に係るものは、賃金総額に雇用保険率を乗じて計算するが、雇用保険率は、事業の種類によって異なっている。
2. 健康保険の一般保険料率は、協会けんぽにおいては都道府県支部ごとに定められ、組合管掌健康保険においては健康保険組合ごとに定められている。
3. 国民年金の第1号被保険者は、毎月の保険料のほか、に所定の手続きにより月額200円の付加保険料を納めることができる。
4. 厚生年金保険の保険料率は、平成16年以後毎年引き上げられてきたが、平成29年9月以後は1,000分の183に固定されることになっている。

(問題20)

(設問B) 平成28年10月1日から、特定適用事業所において、短時間労働者に対する厚生年金保険および健康保険（以下「社会保険」という）の適用範囲が拡大されている。特定適用事業所における社会保険適用の対象者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特定適用事業所とは、同一事業主（同一法人番号）の適用事業所における一定の従業員の総数が常時500人を超える事業所のことである。

1. 適用の対象となる短時間労働者の要件の一つは、賃金月額が8.8万円以上であることであるが、この賃金には通勤手当を含む。
2. 適用の対象となる短時間労働者の要件の一つは、1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であることである。
3. 適用の対象となる短時間労働者の要件の一つは、1年以上の雇用が見込まれることである。
4. 適用の対象となる短時間労働者の要件の一つは、学生（大学の夜間学部・高等学校の夜間等の定時制等の学生は除く）でないことである。

(問題 2 1)

(設問C) 協会けんぽの任意継続被保険者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 任意継続被保険者となるための申出は、退職日の翌日から20日以内に行わなければならない。
2. 任意継続被保険者となるためには、健康保険の被保険者資格を喪失した日の前日まで継続して6ヵ月以上の被保険者期間がなければならない。
3. 任意継続被保険者となった場合、国民健康保険に加入するという理由で資格を喪失することはできない。
4. 傷病手当金の受給中に退職して任意継続被保険者となり傷病手当金の継続給付を受ける場合、支給期間は支給開始日から1年6ヵ月が限度となる。

(問題 2 2)

(設問D) 協会けんぽの被扶養者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 被保険者により主として生計を維持されている、被保険者と婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人は、被保険者と同一世帯に属していなければ被扶養者となることができない。
2. 被保険者により主として生計を維持されている兄弟は、被保険者と同一世帯に属していなければ被扶養者となることができない。
3. 被保険者と同一世帯に属している母(58歳、障害者ではない)の年間収入が160万円で、かつ、被保険者の年間収入が400万円である場合、母は被扶養者となることができる。
4. 被保険者と同一世帯に属していない父(60歳、障害者ではない)の年間収入が100万円で、かつ、被保険者からの援助による収入の年額が120万円である場合、父は被扶養者となることができる。

(問題23)

(設問E) 健康保険法の改正により、平成28年4月から健康保険における標準賞与額の上限が変更された。以下の<資料>に基づき、LA株式会社に勤務する池谷孝典さん(38歳)の標準賞与に係る本人負担分の健康保険料について、平成27年度と平成28年度を比較した次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、池谷さんは協会けんぽの被保険者であり、平成27年度と平成28年度における健康保険の保険料率はともに10%(事業主負担分と被保険者負担分の合計)であるものとする。また、池谷さんが受け取った賞与はすべて標準賞与額の対象となる賞与であるものとする。

<資料>

[池谷さんが受け取った賞与]			
	夏季賞与 (7月)	冬季賞与 (12月)	年度内(※)における 標準賞与額の累計額の上限
平成27年度	250万円	300万円	540万円
平成28年度	250万円	300万円	573万円

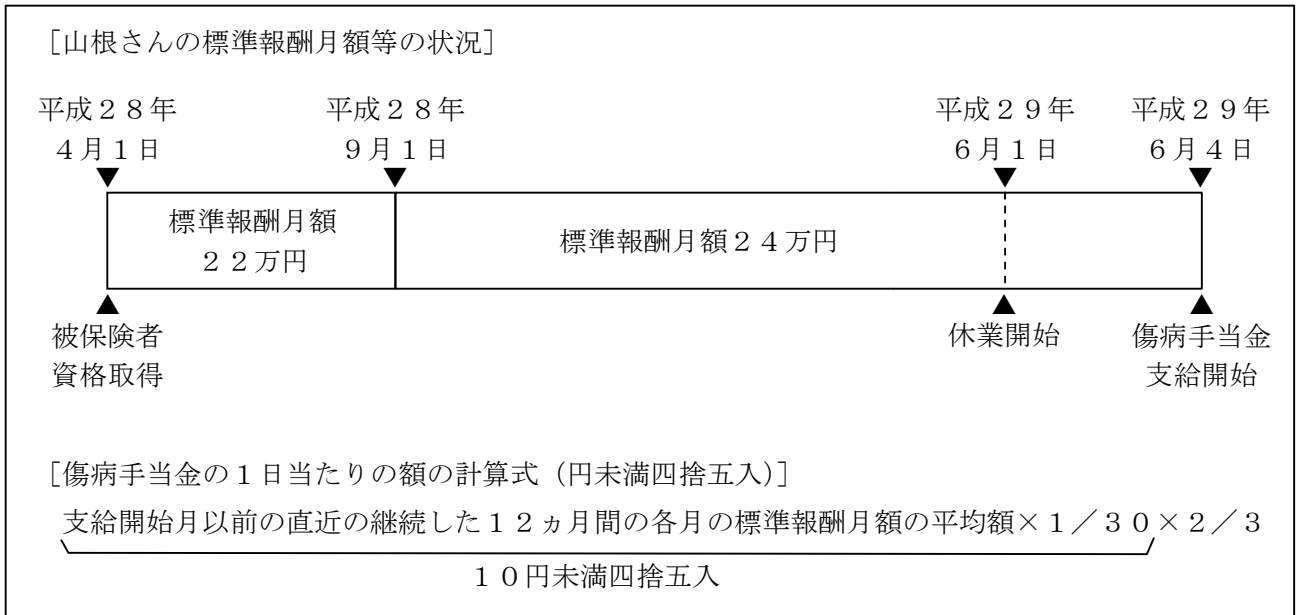
※毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。

1. 平成28年度と平成27年度の保険料は変わらない。
2. 平成28年度は平成27年度と比べ、5,000円増加する。
3. 平成28年度は平成27年度と比べ、10,000円増加する。
4. 平成28年度は平成27年度と比べ、16,500円増加する。

(問題 2 4)

(設問F) 会社員の山根太郎さんは、私傷病により労務不能となって、平成29年6月1日から30日まで30日間休業することとなり、健康保険の傷病手当金を請求した。以下の<資料>に基づき、山根さんが休業期間について受け取ることができる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、山根さんに対する傷病手当金の支給日数は、27日(6月の暦日数30日から待期期間の3日を差し引いたもの)とし、休業期間中の報酬は支払われないものとする。また、山根さんは協会けんぽの被保険者であり、傷病手当金の支給要件はすべて満たしているものとする。

<資料>



1. 140,940円
2. 142,020円
3. 143,991円
4. 157,800円

(問題 25)

(設問G) 以下の<資料>に基づき長谷川さん夫婦に支給される平成29年5月分の高額療養費の金額(世帯合計額)として、正しいものはどれか。

<資料>

【長谷川さん夫婦の平成29年5月分の医療費等のデータ】

- 長谷川 勝司さん(71歳)
 - ・ Y A病院(入院):医療費 220,000円
- 長谷川 明子さん(73歳)
 - ・ Y B歯科(外来):医療費 20,000円
 - ・ Y C医院(外来):医療費 50,000円

※長谷川勝司さんは、70歳でQ X株式会社を退職し、現在は協会けんぽの任意継続被保険者である。

※長谷川さん夫婦は同一世帯で、明子さんは勝司さんの健康保険の被扶養者である。

※長谷川さん夫婦はそれぞれ病院の窓口で高齢受給者証を提示しているものとする。

※長谷川さん夫婦の所得区分は「一般」であり、自己負担割合は2割である。

※多数回該当については考慮しないものとする。

※入院時の食事代や差額ベッド代等の記載のない事項については考慮しないものとする。

【高額療養費の自己負担限度額(月額)】

所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院
一般	12,000円	44,400円

1. 2,000円
2. 9,600円
3. 11,600円
4. 13,600円

問 8

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Jについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の<資料>を適宜使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

<資料>

[年金の経過措置一覧表 (一部抜粋)]

生年月日	老齢基礎の資格期間			老齢厚生年金						
	国民年金と合わせた期間	被用者年金加入期間	中高齢厚生年金加入期間	男子の定額部分支給開始年齢	女子の定額部分支給開始年齢	定額部分の単価の乗率	男子の報酬比例部分支給開始年齢	女子の報酬比例部分支給開始年齢	報酬比例部分の乗率 1000分の	
									平成15年3月以前	平成15年4月以後
昭25.4.2～昭26.4.1	25年	20年	19年	—	63歳	1.000	60歳	60歳	7.125	5.481
昭26.4.2～昭27.4.1	〃	〃	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭27.4.2～昭28.4.1	〃	21年	—	—	64歳	〃	〃	〃	〃	〃
昭28.4.2～昭29.4.1	〃	22年	—	—	〃	〃	61歳	〃	〃	〃
昭29.4.2～昭30.4.1	〃	23年	—	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃
昭30.4.2～昭31.4.1	〃	24年	—	—	〃	〃	62歳	〃	〃	〃
昭31.4.2～昭32.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	〃	〃	〃
昭32.4.2～昭33.4.1	〃	—	—	—	—	〃	63歳	〃	〃	〃
昭33.4.2～昭34.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	61歳	〃	〃
昭34.4.2～昭35.4.1	〃	—	—	—	—	〃	64歳	〃	〃	〃
昭35.4.2～昭36.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	62歳	〃	〃
昭36.4.2～昭37.4.1	〃	—	—	—	—	〃	(65歳)	〃	〃	〃
昭37.4.2～昭38.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	63歳	〃	〃
昭38.4.2～昭39.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	〃	〃	〃
昭39.4.2～昭40.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	64歳	〃	〃
昭40.4.2～昭41.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	〃	〃	〃
昭41.4.2～昭42.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	(65歳)	〃	〃
昭42.4.2～昭43.4.1	〃	—	—	—	—	〃	〃	〃	〃	〃

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,626円×定額部分の単価の乗率×被保険者期間の月数

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 平成15年3月以前の被保険者期間分

(平成28年度再評価)

平均標準報酬月額 × 給付乗率 × 平成15年3月以前の被保険者期間の月数

(イ) 平成15年4月以後の被保険者期間分

(平成28年度再評価)

平均標準報酬額 × 給付乗率 × 平成15年4月以後の被保険者期間の月数

[老齢厚生年金の配偶者の加給年金額] 390,100円

(問題 26)

(設問A) 青山正志さんは、WR株式会社に勤務する会社員である。正志さんが60歳の定年後も継続雇用制度により厚生年金の被保険者として勤務を続け、63歳で退職した場合、正志さんの63歳時に支給される特別支給の老齢厚生年金の額として、正しいものはどれか。

<青山さん夫婦のデータ>

氏名	続柄	生年月日	年齢
青山 正志	本人	昭和33年4月10日	59歳
青山 良子	妻	昭和37年4月2日	55歳

※良子さんは専業主婦で正志さんに生計を維持されており、今後も変わらないものとする。

※良子さんの厚生年金被保険者期間は5年である。

<正志さんの厚生年金加入歴>

昭和56年4月から63歳に達するまで(480月)

[内訳]

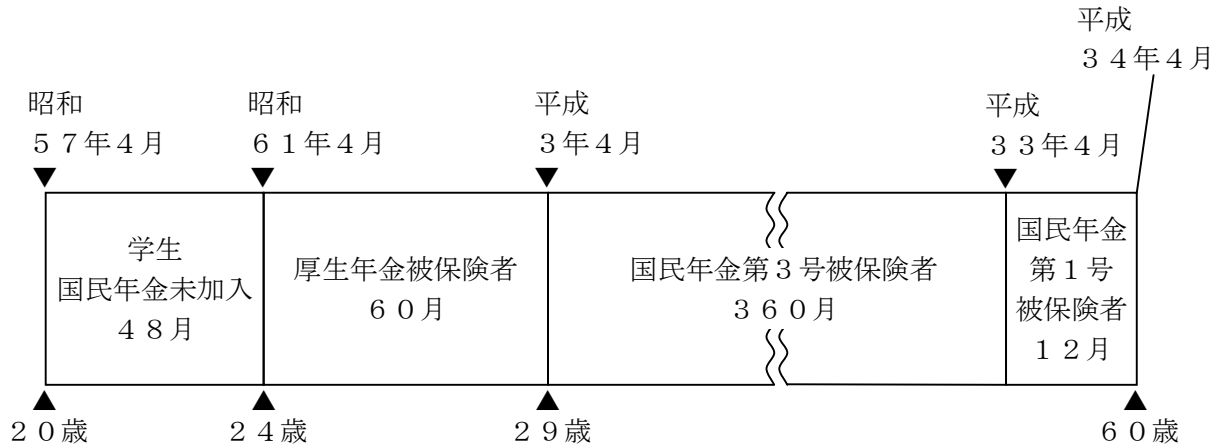
- ・ 平成15年3月以前の期間：264月
平成28年度再評価による平均標準報酬月額 33万円
- ・ 平成15年4月以後の期間：216月
平成28年度再評価による平均標準報酬額 52.5万円

1. 1,242,275円
2. 1,632,375円
3. 2,022,755円
4. 2,412,855円

(問題 27)

(設問B) (問題 26) の良子さんの公的年金の加入歴等が以下のとおりである場合、良子さんが65歳時に国民年金から受給する老齢給付の額として、正しいものはどれか。なお、良子さんと正志さんの生計維持関係は今後も変わらないものとする。

<良子さんの公的年金加入歴>



※良子さんはWR株式会社に昭和61年4月1日に入社している。

※国民年金の第1号被保険者期間については保険料納付済期間とする。

<年金等の額>

- ・ 老齢基礎年金の満額：780,100円
- ・ 振替加算の額

昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれ	33,002円
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日生まれ	15,042円

1. 619,620円
2. 702,090円
3. 717,132円
4. 735,092円

(問題28)

(設問C) 以下の〔ケース①〕の夫婦における配偶者の加給年金額と〔ケース②〕の夫婦における振替加算に関する次の記述のうち正しいものの組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

〔ケース①〕の夫婦

	生年月日	年齢	老齢厚生年金の支給開始年齢	60歳時における厚生年金被保険者期間
夫	昭和33年4月12日	59歳	63歳	37年
妻	昭和36年4月15日	56歳	62歳	17年

〔ケース②〕の夫婦

	生年月日	年齢	老齢厚生年金の支給開始年齢	60歳時における厚生年金被保険者期間
夫	昭和36年4月23日	56歳	65歳	37年
妻	昭和33年4月8日	59歳	61歳	3年

※いずれの夫婦も老齢年金の受給資格期間を満たし、生計維持要件を満たしているものとする。

※全員厚生年金に加入しており、今後も引き続き65歳になるまで加入するものとする。

※障害者特例および長期加入特例に該当する者はないものとする。

※老齢年金の繰上げ・繰下げは行わないものとする。

<〔ケース①〕の夫婦：配偶者の加給年金額に関する記述>

(ア) 夫が65歳になった時から夫の老齢厚生年金に加給年金額が加算されるが、妻が65歳になった時に加算されなくなる。

(イ) 夫が65歳になった時から夫の老齢厚生年金に加給年金額が加算されるが、妻が62歳になった時に加算されなくなる。

<〔ケース②〕の夫婦：振替加算に関する記述>

(ウ) 夫が65歳になり老齢厚生年金の受給権を取得した時点で、妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。

(エ) 妻が65歳になり老齢基礎年金の受給権を取得した時点で、妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。

1. (ア) と (ウ) が正しい。
2. (ア) と (エ) が正しい。
3. (イ) と (ウ) が正しい。
4. (イ) と (エ) が正しい。

(問題 29)

(設問D) 60歳台前半における報酬比例部分の老齢厚生年金の受給権者に係る「障害者の特例」および「長期加入者の特例」に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 「障害者の特例」または「長期加入者の特例」に該当する場合は、報酬比例部分と併せて定額部分の老齢厚生年金を受け取ることができる。
2. 障害等級3級以上に該当する程度の障害の状態にあり、厚生年金の被保険者でない者は、「障害者の特例」の適用を請求することができる。
3. 「長期加入者の特例」の要件は、60歳台前半の者で、厚生年金の被保険者期間が44年以上あり、厚生年金の被保険者でないことである。
4. 「長期加入者の特例」の適用を受ける場合、60歳台前半の老齢厚生年金に配偶者の加給年金額は加算されない。

(問題 30)

(設問E) 昭和28年5月生まれの人の老齢基礎年金の繰下げ受給に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 老齢基礎年金の支給繰下げの申出を行った場合、付加年金額は増額されない。
2. 老齢基礎年金の支給繰下げの申出を行った場合、配偶者に加算される振替加算は増額されない。
3. 72歳に達した日に支給繰下げの申出を行った場合、その申出のあった月の翌月分から繰下げ受給による老齢基礎年金が支給される。
4. 老齢基礎年金の支給繰下げの申出は、老齢厚生年金の支給繰下げの申出と同時にしなければならない。

(問題 31)

(設問F) 障害厚生年金および障害基礎年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 障害年金を受給するには、初診日の特定が必要であるが、健康診断日が初診日になることがある。
2. 障害年金を受給するためには、原則として、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までにおける被保険者期間のうち保険料納付済期間と合算対象期間を合計した期間が、当該被保険者期間の3分の2以上であることが必要である。
3. 都道府県などが発行する「身体障害者手帳」に記載されている等級と障害厚生年金および障害基礎年金における障害等級とは必ずしも一致しない。
4. 障害等級3級の障害厚生年金が支給される場合、その障害厚生年金には配偶者の加給年金額は加算されない。

(問題32)

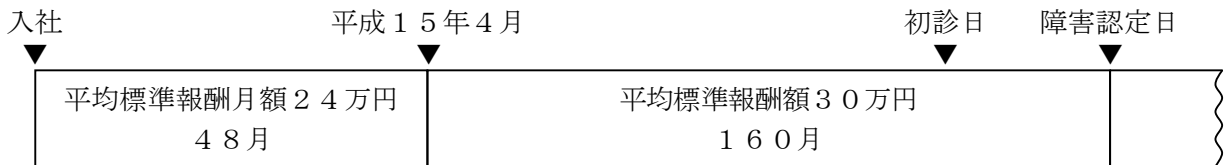
(設問G) Z A株式会社に勤務する加山信行さんは、障害等級2級に認定され障害厚生年金と障害基礎年金を受給している。以下の<資料>に基づき、信行さんが現在受給している障害厚生年金と障害基礎年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

[信行さんのデータ]

- ・ 昭和51年4月25日生まれ(41歳)
- ・ 信行さんの妻(37歳)は会社員(厚生年金被保険者)であり、年収は300万円である。
- ・ 妻は信行さんに生計を維持されており、また、信行さんと妻の間に子はいない。

[信行さんの厚生年金加入歴]



[障害厚生年金(障害等級2級)の年金額の計算式]

障害厚生年金(障害等級2級)の年金額=①+②

① 平成15年3月以前の被保険者期間分

平均標準報酬月額×7.125/1000×平成15年3月以前の被保険者期間の月数

② 平成15年4月以後の被保険者期間分

平均標準報酬額×5.481/1000×平成15年4月以後の被保険者期間の月数

※被保険者期間の月数が300月未満で、かつ、平成15年3月以前と平成15年4月以後の期間がある場合、「300÷実際の被保険者期間の月数」を乗じて全体を300月とみなして計算する。

[障害基礎年金(障害等級2級)の額]

780,100円

[配偶者加給年金額]

224,500円

- | | | | |
|-----------|----------|--------|----------|
| 1. 障害厚生年金 | 569,668円 | 障害基礎年金 | 780,100円 |
| 2. 障害厚生年金 | 569,668円 | 障害基礎年金 | 338,043円 |
| 3. 障害厚生年金 | 722,338円 | 障害基礎年金 | 780,100円 |
| 4. 障害厚生年金 | 722,338円 | 障害基礎年金 | 338,043円 |

(問題33)

(設問H) 最上次郎さん(48歳)は個人事業を営んでいる。次郎さんは、会社員である妻の洋子さん(44歳)が病気で平成29年5月から入院しており、今後の生活について不安になったため、CFP[®]認定者に相談をした。仮に洋子さんが平成29年8月に死亡した場合の洋子さんの死亡に係る遺族年金に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

<最上家のデータ>

氏名	続柄	公的年金加入歴など
最上 次郎	本人	<ul style="list-style-type: none"> 昭和44年2月5日生まれ(48歳) 厚生年金に10年間加入したのち、自営業を始め、国民年金の第1号被保険者として国民年金保険料を納付している。
最上 洋子	妻	<ul style="list-style-type: none"> 昭和48年6月2日生まれ(44歳) ZQ株式会社に22歳から勤務(厚生年金に加入)しており、現在は病気で休職して傷病手当金を受給している。
最上 直樹	長男	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年9月28日生まれ(16歳) 高校生
最上 春奈	長女	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年10月21日生まれ(14歳) 中学生
最上 健太	二男	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年1月3日生まれ(11歳) 小学生

※洋子さんの死亡時点で家族は全員、洋子さんとの間に生計維持関係があるものとする。

※直樹さんと春奈さんと健太さんは障害の状態ではない。

※上記のデータの家族は全員同居している。

1. 次郎さんは、健太さんが18歳に達した日の属する年度の末日を経過するまで遺族基礎年金を受給することができる。
2. 健太さんが、19歳6ヵ月の時に国民年金の障害等級2級の障害の状態に該当した場合、その時点において健太さんには遺族基礎年金の受給権は発生しない。
3. 直樹さん、春奈さん、健太さんが洋子さんの死亡時に受け取る遺族厚生年金の額は、それぞれ3分の1ずつの額となる。
4. 次郎さんは、60歳になると洋子さんの死亡による遺族厚生年金を受け取ることができる。

(問題34)

(設問1) (問題33) の洋子さんが仮に平成29年8月に死亡した場合の遺族基礎年金に関する次の記述の空欄(ア)にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、遺族基礎年金の額は以下の<資料>に基づいて計算すること。

<資料：遺族基礎年金の額>

[遺族基礎年金] 780,100円

[子の加算額]

・ 子のある配偶者が受給する場合

1人目および2人目の子(1人につき) 224,500円

3人目以降の子(1人につき) 74,800円

洋子さんの死亡により、次郎さんが受け取ることができる遺族基礎年金の額は、直樹さんが18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、春奈さんが18歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの間は(ア)円である。

1. 854,900
2. 1,004,600
3. 1,079,400
4. 1,229,100

(問題35)

(設問J) YD株式会社に勤務する会社員の杉山美奈子さんは、平成29年5月24日に夫の忠雄さん(33歳)が病気で死亡したため、遺族年金の手続きを行おうと考えている。忠雄さんの死亡により支給される遺族基礎年金および遺族厚生年金に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

<杉山家のデータ>

氏名	続柄	備考
杉山 忠雄	夫	<ul style="list-style-type: none"> 昭和59年4月13日生まれ(33歳) 23歳の時からYD社に勤務しており、厚生年金の被保険者であった(在籍中に死亡した)。 28歳の時に美奈子さんと結婚している。
杉山 美奈子	本人(妻)	<ul style="list-style-type: none"> 平成2年3月4日生まれ(27歳) 20歳の時からYD社に勤務しており、厚生年金の被保険者であった。 22歳の時に忠雄さんと結婚して24歳の時にYD社を退職し、その後は専業主婦として忠雄さんに生計を維持されていた。 現在妊娠7ヵ月の胎児がいる。
杉山 晴香	長女	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年1月18日生まれ(2歳) 忠雄さんの死亡時まで忠雄さんに生計を維持されており、その後は美奈子さんに生計を維持されている。

※美奈子さんと晴香さんの生計維持関係は今後も変わらないものとする。

1. 晴香さんには遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権があるが、美奈子さんに遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権がある間は支給停止される。
2. 美奈子さんが30歳になると遺族厚生年金は支給されなくなるが、遺族基礎年金は引き続き支給される。
3. 美奈子さんが再婚した場合、美奈子さんの遺族基礎年金と遺族厚生年金は失権する。
4. 忠雄さんの死亡の当時胎児であった子が生まれた場合、美奈子さんが受給する遺族基礎年金の子の加算額は、その子の生まれた月の翌月から増額される。

問9

国民年金基金に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題36)

(設問A) 自営業者の浅見純平さん(34歳9ヵ月)は、リタイア後の年金が老齢基礎年金だけであることを不安に感じており、国民年金基金への加入を検討している。浅見さんが現時点で以下の<資料>のとおり国民年金基金に加入した場合、65歳時点の受給年金額(年額)として、正しいものはどれか。なお、受給年金額は百円未満を四捨五入すること。

<資料>

[給付の型と加入口数]					
給付の型		加入口数	受給年金額 (1口当たりの基本額)		給付の内容
1口目	A型	1口	20,000円	65歳～終身	15年保証期間付
2口目以降	A型	1口	10,000円	65歳～終身	15年保証期間付
	I型	1口	10,000円	65歳～80歳	15年確定年金

[加算額の計算]

50歳未満の人が誕生日以外の月に加入した場合は、次年齢に達するまでの月数に応じて年金額に加算額が加算される。

- ・ 加算額(年額) = 単位加算額 × 加算月数 × 加入口数
- ・ 加算月数は加入の翌月から次年齢に達する月までの月数

加入時年齢	単位加算額	
	1口目の年金	2口目以降の年金
34歳	1口 960円	1口 480円
35歳	1口 744円	1口 248円

1. 480,000円
2. 483,700円
3. 485,800円
4. 497,300円

問10

中小法人・個人事業主の資金計画等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題37)

(設問A) 中小企業・小規模事業者を対象とした信用保証協会の信用保証制度に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

信用保証協会による信用保証制度とは、中小企業者等が金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会が公的な保証人となり、融資を受けやすくすることを通じて、事業の健全な発展を支援するものである。

- ・ 信用保証制度による保証の申込みの窓口は、金融機関または信用保証協会である。
- ・ 信用保証制度による融資の際には、(ア)が信用保証料を負担する。
- ・ 借入金の返済ができなくなった場合には、中小企業者等に代わって、信用保証協会が金融機関に残金を返済する。これを(イ)という。
- ・ 融資を受ける際には、担保が(ウ)。

1. (ア) 中小企業者等 (イ) 連帯保証 (ウ) 必ず必要である
2. (ア) 金融機関 (イ) 連帯保証 (ウ) 不要とされる場合もある
3. (ア) 金融機関 (イ) 代位弁済 (ウ) 必ず必要である
4. (ア) 中小企業者等 (イ) 代位弁済 (ウ) 不要とされる場合もある

(問題38)

(設問B) 以下の<資料>に基づいて [取引データ] を反映したZ X株式会社の平成28年度のキャッシュフロー計算書を作成した場合、「現金及び現金同等物の増加額」の空欄(ア)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。

<資料>

[取引データ]

棚卸資産の減少額：1,000千円
 設備投資用機械の購入額：5,000千円
 機械購入のための長期借入額：2,000千円

[取引データを反映する前のキャッシュフロー計算書]

(自：平成28年4月1日 至：平成29年3月31日)

I	営業活動によるキャッシュフロー	8,000千円
II	投資活動によるキャッシュフロー	▲3,000千円
III	財務活動によるキャッシュフロー	1,000千円
IV	現金及び現金同等物の増加額	6,000千円
		(以下省略)

[取引データを反映した後のキャッシュフロー計算書]

(自：平成28年4月1日 至：平成29年3月31日)

I	営業活動によるキャッシュフロー	***千円
II	投資活動によるキャッシュフロー	***千円
III	財務活動によるキャッシュフロー	***千円
IV	現金及び現金同等物の増加額	(ア)千円
		(以下省略)

※問題作成の都合上、表の一部を「***」としている。

1. 2,000
2. 4,000
3. 12,000
4. 14,000

問 1 1

小規模企業共済制度、中小企業退職金共済制度等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 9)

(設問A) 中小法人の役員である落合友博さん(44歳)は、老後の生活資金作りのため、小規模企業共済制度への加入を検討している。落合さんが以下の内容で小規模企業共済に加入し、65歳になったときに請求により受け取ることができる基本共済金(以下「共済金」という)の額として、正しいものはどれか。なお、落合さんは65歳で役員を退任し、共済金を一括で受け取るものとする。

<落合さんの加入内容>

- ・ 45歳から65歳になるまで20年間加入
- ・ 掛金月額推移 45歳加入時：20,000円
 50歳から ：50,000円(30,000円増額)
 60歳から ：70,000円(20,000円増額)

<共済金に関する事項>

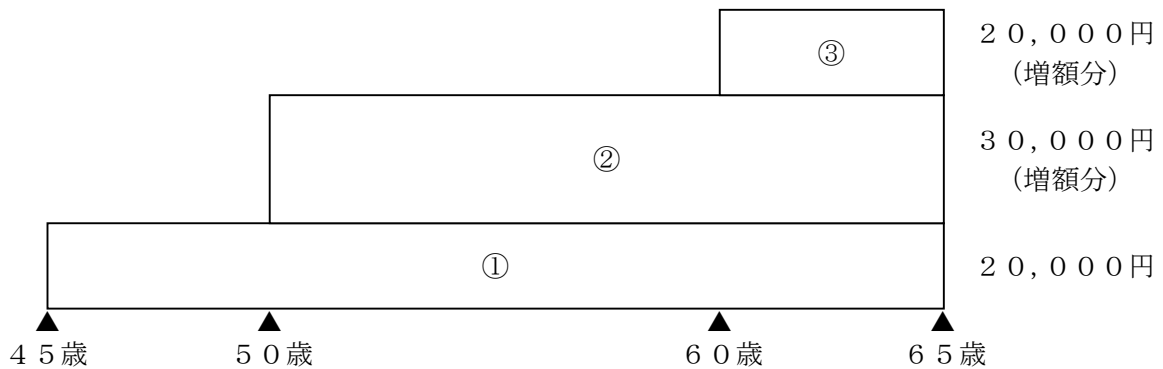
請求事由、掛金月額、掛金納付月数によって共済金の額が決まる。

- ・ 共済金A：法人役員については、法人が解散したとき
- ・ 共済金B：法人役員については、疾病、負傷により退任したとき、65歳以上で退任したとき、死亡したとき、180月以上掛金を払い込んだ者が65歳以上となったとき

[1口(500円)当たりの共済金の額]

掛金納付月数	共済金A	共済金B
60月	31,070円	30,730円
120月	64,530円	63,040円
180月	100,550円	97,020円
240月	139,320円	132,940円
360月	217,400円	210,590円

[落合さんの掛金月額の変遷と共済金計算のイメージ図]



※受給合計額=①、②、③に対応する共済金の額の合計

[共済金の計算例]

- ・ 掛金月額10,000円 (20口=10,000円÷500円) の場合、加入から5年 (60月) 目における共済金Aの額は、31,070円×20口=621,400円となる。
- ・ 途中で掛金を増額している場合の共済金の額は、増額前の掛金月額による掛金納付月数と、増額部分の掛金月額による掛金納付月数についてそれぞれ計算を行い、それらを合計した額となる。

1. 11,835,400円
2. 12,045,600円
3. 12,368,000円
4. 12,848,600円

(問題40)

(設問B) 中小企業退職金共済制度 (以下「中退共」という) と特定退職金共済制度 (以下「特退共」という) に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 事業主と生計を一にする同居の親族は、一定の要件を満たせば、中退共に加入することができる。
2. 従業員 (短時間労働者を除く) が中退共に加入する際の掛金月額は、5,000円から5万円までの16種類から選択することができる。
3. 特退共に加入するに当たり、従業員の人数や企業の資本金の額についての要件はない。
4. 特退共の掛金は、事業主が全額負担する。

問 1 2

定年退職前後の会社員等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 1)

(設問A) 会社員の松尾八重子さん(昭和34年9月10日生まれ・57歳)は、60歳で定年を迎えた後も会社の継続雇用制度を利用して働き続けたいと考えている。松尾さんの61歳時の収入見込み額に関する下表の空欄(ア)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。

<松尾さんのデータ>

- ・ 定年退職日の翌日からフルタイムで働き、引き続き厚生年金保険に加入する。
- ・ 60歳到達時の賃金月額：390,000円(標準報酬月額380,000円)
- ・ 60歳以降に支払われる賃金月額：210,000円(標準報酬月額220,000円)
- ・ 58歳以降に支払われる賞与：なし
- ・ 61歳から受給する特別支給の老齢厚生年金の額：1,080,000円

<60歳台前半の在職老齢年金の支給停止額の計算式>

$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 28\text{万円}) \times 1/2$$

$$\text{※総報酬月額相当額} = \text{標準報酬月額} + \text{その月以前1年間に支払われた標準賞与額の総額} \div 12$$

<高年齢雇用継続基本給付金>

支給対象月の賃金月額が60歳到達時賃金月額の61%未満の場合、支給対象月に支払われた賃金月額の15%相当額が支給される。

<高年齢雇用継続基本給付金を受給することによる在職老齢年金の支給停止額>

標準報酬月額が60歳到達時賃金月額の61%未満の場合、在職老齢年金と高年齢雇用継続基本給付金の併給調整として、在職老齢年金から標準報酬月額の6%相当額が支給停止される。

<松尾さんの61歳時の収入見込み額(月額)>

①	61歳時の賃金月額	210,000円
②	在職老齢年金(注)	*****円
③	高年齢雇用継続基本給付金	*****円
④	高年齢雇用継続基本給付金の受給による在職老齢年金の支給停止額	*****円
61歳時の収入見込み額(①+②+③-④)		(ア)

(注) 高年齢雇用継続基本給付金との併給調整前の額である。

1. 288,300円
2. 303,300円
3. 303,900円
4. 304,800円

(問題42)

(設問B) 天野宗次さんは、QH株式会社に勤務しており、そのほかに子会社であるQJ株式会社の取締役となっている。天野さんは平成29年中に定年退職を迎え、両社から退職一時金が支給される予定である。以下の<資料>に基づき、天野さんの平成29年分の所得税に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、このほかに天野さんに退職所得はないものとする。

<資料>

- ・ 退職一時金：QH社から1,580万円、QJ社から540万円
- ・ 勤続期間
[QH社] 平成11年11月1日～平成29年 9月30日(17年11ヵ月)
[QJ社] 平成19年10月1日～平成29年11月30日(10年2ヵ月)

※特定役員退職手当等に該当するものはない。

※障害者になったことに基因する退職ではない。

※退職所得に関する手続きについては適正に行われている。

1. 345万円
2. 480万円
3. 680万円
4. 700万円

(問題43)

(設問C) 平成30年3月末に定年退職を迎える高倉雅子さんは、退職一時金と自助努力で準備した老後のための資金を、平成30年4月1日からの25年間、複利運用しながら取り崩して生活費や自宅のリフォーム資金などに充てる計画を立てている。以下の<条件>に基づく場合、平成30年4月1日から平成40年3月末までの当初10年間、毎年3月末に取り崩すことができる一定金額(最大額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、下記の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り捨てること。

<条件>

- ・ 退職一時金と自助努力で準備した老後のための資金の合計は2,800万円(平成30年3月末時点)である。
- ・ 平成30年4月1日から平成40年3月末までの当初10年間は、年利1.5%で複利運用しながら毎年3月末に一定金額を取り崩す。
- ・ 平成36年3月末(平成30年4月1日から6年経過後)に、自宅のリフォーム資金として、750万円を取り崩す。
- ・ 平成40年4月以降の15年間は、年利1.0%で複利運用しながら毎年3月末に80万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%
6年	1.062	1.093
10年	1.105	1.161
15年	1.161	1.250

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%
6年	0.163	0.161
10年	0.096	0.093
15年	0.062	0.060

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%
6年	0.942	0.915
10年	0.905	0.862
15年	0.861	0.800

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%
6年	5.795	5.697
10年	9.471	9.222
15年	13.865	13.343

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%
6年	6.152	6.230
10年	10.462	10.703
15年	16.097	16.682

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%
6年	0.173	0.176
10年	0.106	0.108
15年	0.072	0.075

1. 101万円
2. 107万円
3. 118万円
4. 125万円

(問題 4 4)

(設問D) 五十嵐則夫さん(55歳)が勤務しているKA株式会社の退職金制度等は以下の<資料>のとおりである。五十嵐さんが60歳までKA社に勤務し、KA社企業年金基金から企業年金を受給する際の所得税に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、五十嵐さんには、KA社企業年金基金からの退職金以外の退職所得はないものとする。

<資料>

[KA社の退職金制度]

- ・ KA社企業年金基金から退職金が支給される。
- ・ KA社企業年金の給付の種類：以下の①～③の中から選択して受給する。
 - ① 一時金
 - ② 確定年金(5年、10年、15年から選択)
※受取開始時期は60歳から65歳の間で選択することができる。
 - ③ 一時金50%と確定年金50%の組み合わせ

[五十嵐さんに係るKA社企業年金の給付]

- ・ 一時金

受給年齢	支給額
60歳	1,500万円
65歳	1,614万円

- ・ 確定年金(60歳から受給する場合)

受給期間	支給額(年額)
5年	310万円
10年	163万円
15年	114万円

※上記の支給額は、五十嵐さんが現在と同条件で60歳まで勤務した場合の額である。

1. 企業年金のすべてを60歳から15年の確定年金として受給する場合、年金はそれぞれの受給年分の雑所得となる。
2. 企業年金の50%を60歳で一時金として受給し、残りの50%を60歳から5年の確定年金で受給する場合、一時金および年金はすべて一時金の受給年分の退職所得となる。
3. 企業年金の50%を60歳で一時金として受給し、残りの50%を65歳から10年の確定年金で受給する場合、一時金は60歳の年分の退職所得となり、年金はそれぞれの受給年分の雑所得となる。
4. 企業年金のすべてを60歳で一時金として受給する場合、一時金は受給年分の退職所得となる。

(問題45)

(設問E) 自営業者の鶴見恵吾さんおよび恵吾さんと生計を一にする母および長男の社会保険料等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 恵吾さんが支払った長男の国民年金保険料は、恵吾さんの所得税の計算上、社会保険料控除の対象となる。
2. 母の老齢年金から天引きされている介護保険料は、恵吾さんの所得税の計算上、社会保険料控除の対象とすることができる。
3. 母の老齢年金から天引きされている後期高齢者医療保険料は、恵吾さんの所得税の計算上、社会保険料控除の対象とすることができる。
4. 恵吾さんが加入し支払っている個人型確定拠出年金の掛金は、恵吾さんの所得税の計算上、社会保険料控除の対象となる。

問 1 3

CFP[®]認定者には、リタイア前後のさまざまな相談に対応するため、広範な知識が必要です。以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 6)

(設問A) 竹中啓二さんの相続人は、長男と二男の2人である(妻はすでに死亡している)。竹中さんは、自分の財産を以下のように相続させたいと思っており、公証役場に行き公正証書遺言(1通)を作成するつもりでいる。この場合において、以下の<公正証書作成手数料の表>に基づいて計算した手数料の合計額として、正しいものはどれか。なお、公正証書の枚数による手数料の加算は考慮しないこととする。

相続人	相続財産	現在価額 (時価)	固定資産評価証明書 を基にした評価額	路線価を基に した評価額	取得価格
長男	現預金	1,300万円			
	甲宅地		2,450万円	2,950万円	
	建物		850万円		1,100万円
二男	現預金	1,100万円			
	乙宅地		3,150万円	3,600万円	
	建物		800万円		900万円

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。

<公正証書作成手数料の表>

目的の価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円を超え200万円以下	7,000円
200万円を超え500万円以下	11,000円
500万円を超え1,000万円以下	17,000円
1,000万円を超え3,000万円以下	23,000円
3,000万円を超え5,000万円以下	29,000円
5,000万円を超え1億円以下	43,000円
1億円を超え3億円以下	4万3,000円に5,000万円ごとに 1万3,000円を加算
3億円を超え10億円以下	9万5,000円に5,000万円ごとに 1万1,000円を加算
10億円を超える場合	24万9,000円に5,000万円までごとに 8,000円を加算

※遺言加算：1通の遺言公正証書における目的の価額の合計額が1億円を超えないときは、11,000円を加算する。

1. 43,000円
2. 54,000円
3. 83,000円
4. 86,000円

(問題 47)

(設問B) 成年後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、未成年後見は考慮しないこととする。

1. 後見制度支援信託が利用できるのは、成年後見の場合のみであり、保佐と補助および任意後見の場合は利用できない。
2. 後見・保佐・補助の種別や同意権・代理権の範囲は、成年後見登記制度における法定後見の登記事項である。
3. 成年後見人の職務には、財産管理や契約などの法律行為および身上監護のほか介護労働のような事実行為も含まれる。
4. 任意後見制度では、任意後見人に同意権および取消権を付与することはできない。

(問題 48)

(設問C) 都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施）が行う日常生活自立支援事業（以下「本事業」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 認知症高齢者は、本人の意思確認ができ、契約行為を理解できる場合であっても、本事業を利用することができない。
2. 本事業には、年金証書や預貯金通帳の書類のほか、宝石や書画、骨董品を預かるサービスがある。
3. 契約締結前の相談および支援計画の作成は無料であるが、契約締結後のサービスの利用は有料であり、費用は原則として利用者が負担する。
4. 福祉サービスの利用に関する情報の提供や相談は行われるが、福祉サービスの利用の申込みや契約の代行は本事業の対象とならない。

(問題 49)

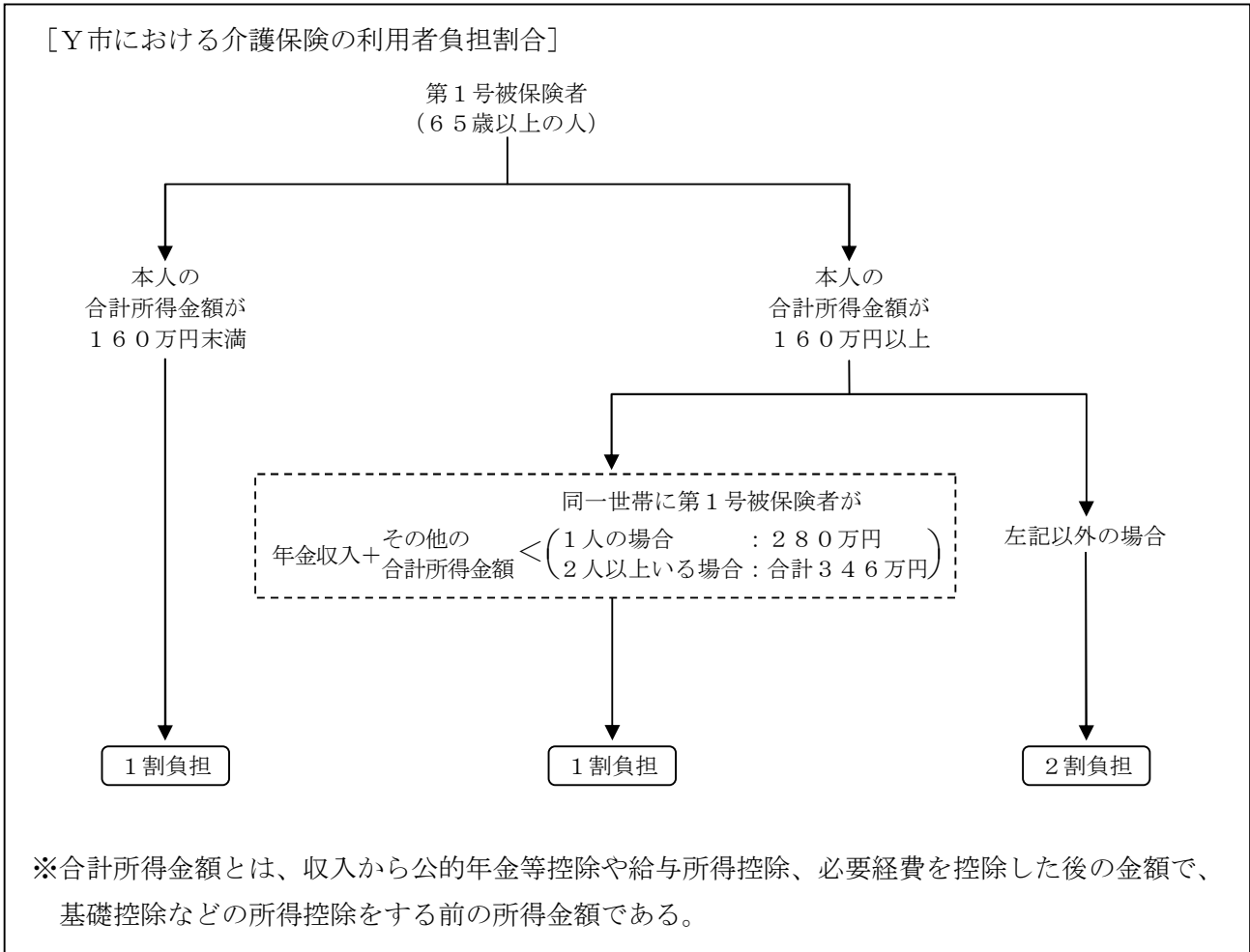
(設問D) 以下のケース1からケース3の人が、平成29年9月に介護保険法に基づく介護給付対象サービス（以下「介護サービス」という）を受けた場合の利用者負担割合に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本間における利用者負担割合は次ページの<資料>によって判定するものとし、利用者負担の上限は考慮しないものとする。また、ケース1からケース3の人は、介護サービスを利用する際に介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示しているものとする。

	氏名	続柄	年齢	平成28年中の 公的年金（老齢年金）収入
ケース1	谷口 功夫	夫	78歳	300万円
	谷口 昭子	妻	77歳	40万円
ケース2	横田 正治	夫	78歳	290万円
	横田 文子	妻	77歳	70万円
ケース3	山下 秀和 (配偶者なし)	本人	78歳	300万円

※上記の人の公的年金等控除額はいずれも120万円である。
 ※上記の人はすべてY市に居住しており、谷口さん夫婦と横田さん夫婦はいずれも同居している（同一世帯である）。
 ※上記の人はいずれも公的年金収入のほかに収入はない。

1. ケース1の谷口功夫さんの利用者負担割合は、1割である。
2. ケース2の横田正治さんの利用者負担割合は、2割である。
3. ケース2の横田文子さんの利用者負担割合は、1割である。
4. ケース3の山下秀和さんの利用者負担割合は、1割である。

<資料>



(問題50)

(設問E) 介護保険法に基づく (a) ~ (c) の介護施設と①~③の施設概要等の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<介護施設>

(a)	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
(b)	介護老人保健施設 (老人保健施設)
(c)	介護療養型医療施設 (療養病床)

<施設概要等>

①	自宅等に戻ることを目指す人に自立した日常生活を送ることができるようリハビリテーション等の提供を行う施設である。
②	常時介護が必要な人に食事や入浴などの生活支援を提供する施設で、平成27年4月以降に入所する人は、原則として要介護3以上の介護認定を受けていることが必要とされている。
③	長期にわたって療養が必要な人が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、機能訓練や必要な医療、介護などを提供する施設である。

1. (a) と①、(b) と②、(c) と③
2. (a) と③、(b) と②、(c) と①
3. (a) と②、(b) と①、(c) と③
4. (a) と③、(b) と①、(c) と②